住所：不明 国連制裁委員会による指定日：2000年4月12日（2003年9月3日、2007年9月21日、2011年11月29日、2013年12月31日及び2016年9月7日に改訂） その他の情報：父親の名前はGhulam Nabi（グラム・ナビ）(Mullah Musafir（ムラー・ムサフィル）としても知られている）。眼球欠損（左側）。Ahmad Jan Akhundzada Shukoor Akhundzada（アフマド・ジャン・アーフンドザーダ・シュクール・アーフンドザーダ）（112. に指定した個人）の義理の兄弟。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Hotak部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。2013年4月時点で死亡したと報告されている。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1427394 5．～763．［略］	住所：不明 国連制裁委員会による指定日：2001年1月31日（2003年9月3日、2007年9月21日、2011年11月29日、2013年12月31日及び2016年9月7日に改訂） その他の情報：父親の名前はGhulam Nabi（グラム・ナビ）(Mullah Musafir（ムラー・ムサフィル）としても知られている）。左目を失明。Ahmad Jan Akhundzada Shukoor Akhundzada（アフマド・ジャン・アーフンドザーダ・シュクール・アーフンドザーダ）(112. に指定した個人）の義理の兄弟。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Hotak部族に属する。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。2013年4月時点で死亡したと報告されている。 5．～763．［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国税庁告示第十四号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則(平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第六項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十三条の二第五項の規定に基づき、これらの規定に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

平成三十年四月二十七日　　国税庁長官心得　藤井　健志

1　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「省令」という。）第五条第三項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　省令第五条第一項の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を送信する場合　XML形式

二　省令第五条第二項（第一号又は第三号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。）に係る部分に限る。第四号までにおいて同じ。）の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　XBRL形式又はCSV形式

イ　法人税法施行規則第三十三条第一号並びに第三十五条第一号及び第二号に掲げる書類

ロ　法人税法施行規則第三十七条の十第一号並びに第三十七条の十二第一号及び第二号に掲げる書類

ハ　法人税法施行規則第三十七条の十七第一号及び第二号に掲げる書類

ニ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号イ及び第二号イ並びに第六十一条の五第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる書類並びに同令第六十一条の三第一号ハ及び第二号ハ並びに第六十一条の五第一号へ及び第二号へに掲げる貸借対照表及び損益計算書

三　省令第五条第二項の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合　XML形式又はCSV形式

イ　法人税法施行規則第三十三条第二号及び第三十五条第三号に掲げる勘定科目内訳明細書

ロ　法人税法施行規則第三十七条の十第二号及び第三十七条の十二第三号に掲げる勘定科目内訳明細書

ハ　法人税法施行規則第三十七条の十七第三号に掲げる勘定科目内訳明細書

ニ　法人税法施行規則第六十一条の三第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第六十一条の五第一号ハ及びヘ並びに第二号ハ及びヘに掲げる勘定科目内訳明細書

ホ　別表に掲げる明細書（当該明細書に記載されている事項又は記載すべき事項の内訳に係る部分に限る。）

四　省令第五条第二項の規定により同項に規定する添付書面等記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を送信し、又は提出する場合　XML形式

五　省令第五条第二項（第二号又は第三号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合　PDF形式

2　法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるファイル形式とする。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の三第一項又は第八十一条の二十四の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書記載事項を法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項第一号又は第三十七条の十五の二第三項第一号に定める方法により送信する場合　XML形式

二　法人税法第七十五条の三第一項又は第八十一条の二十四の二第一項の規定により前項第二号イ及びロに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項第二号イ若しくは第三十七条の十五の二第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の三第一項ただし書若しくは第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する方法（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係るものを除く。第四号までにおいて同じ。）により送信し、又は提出する場合　XBRL形式又はCSV形式

三　法人税法第七十五条の三第一項又は第八十一条の二十四の二第一項の規定により前項第三号イ、ロ及びホに掲げる書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項第二号イ若しくは第三十七条の十五の二第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の三第一項ただし書若しくは第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　XML形式又はCSV形式

四　法人税法第七十五条の三第一項又は第八十一条の二十四の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する添付書類記載事項（前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。）を法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項第二号イ若しくは第三十七条の十五の二第三項第二号イに掲げる方法又は同法第七十五条の三第一項ただし書若しくは第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する方法により送信し、又は提出する場合　XML形式